

社会福祉法人恵福社会長嶺こども園 重要事項説明書
(豊見城市公私連携幼保連携型認定こども園)

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

長嶺こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律等に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(2) 運営主体（事業者の概要）

| | |
|-------------|---------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 恵福社会 |
| 事業者の所在地 | 豊見城市字嘉数469番地5 |
| 事業者の連絡先・FAX | 098-850-3773 |
| 代表者氏名 | 理事長 赤嶺 恵子 |

(3) 施設の概要

| | | | | | |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|
| 種別 | 公立型幼保連携型認定こども園 | | | | |
| 名称 | 豊見城市立公私連携幼保連携型認定こども園 長嶺こども園 | | | | |
| 所在地 | 豊見城市字饒波1018番地3 | | | | |
| 連絡先 | (電話番号) 098-851-3254 (FAX番号) 098-850-6789 | | | | |
| 施設長氏名 | 園長 赤嶺 琢哉 | | | | |
| 開設年月日 | 平成31年4月1日 | | | | |
| 利用定員 | 年齢区分 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| | 1号 | 5人 | 5人 | 5人 | 15人 |
| | 2号 | 15人 | 21人 | 21人 | 57人 |
| | 合計 | 20人 | 26人 | 26人 | 72人 |

(4) 施設の運営方針

当園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(5) 法人理念

当法人は、お年寄り、子どもたち、そして地域の人たちが生き生きと元気に生活できる福祉サービスを通して社会に貢献します。

(6) スローガン

1. 「えーかんちゃーどー」精神を地域に広めます。
1. 豊かな愛情をもってお年寄りや子どもたちに接します。
1. 知識の修得と技術の向上に努めます。
1. 常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発します。

(7) 教育・保育理念

児童福祉法に基づき、子どもの人格や主体性を尊重し、保護者や地域社会と力を合わせ児童福祉を増進し、合わせて地域における家庭支援を行う。

(8) 教育・保育の基本方針

幼児の福祉を積極的に推進することを常に考慮し、理事者・職員が一体になり家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下恵まれた保育環境の中で子どもの様々な欲求を満たし生命の保持及び情緒の安定を図る中で、感性豊かな人間としての基礎を培う。

(9) 教育・保育目標

1. 明るく豊かな心と丈夫な体の子
1. 自分のことは自分でする子
1. 自分の行動に責任のもてる子
1. 判断力のある子
1. 思いやりのある子

(10) クラス目標

たんぽぽ組 (5歳児)

- 基本的な生活習慣が身につく、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。
- 保育者や友だちと一緒に活動する中で、自分のいい所を知り自信と期待を持って過ごす。
- 相手の話を聞く事が出来るようになり、皆で共通の話題について話し合う事を楽しむ。
- 栽培や収穫、クッキングを通して食べ物を大切にする心を育て感謝して頂く。

すみれ組 (4歳児)

- 自分で出来る事に喜びを感じながら、基本的な生活習慣を身につけ見通しを持って安定して過ごす。
- 保育者や友だちとの繋がりを広げ集団で活動することを楽しむ。
- 友だちとのやり取りの中で思いを伝え、友だちの話を聞こうとする。
- 友だちや保育者と楽しく食事をする中で、食事のマナーを身につけていく。

さくら組 (3歳児)

- 保育者に見守られながら、基本的な生活習慣が身につくように意識し、簡単な身の回りのことを自分でしようとする。
- 保育者や友だちと一緒に活動する中で、友だちの思いに気づき、思いやったり葛藤を味わったりする。
- 友だちの話を聞いたり自分の経験した事や思っていることを話して、言葉で伝える楽しさを味わう。
- 友だちや保育者と楽しく食事をする中で、食べる意欲を育てる。

(11) 施設の概要

| | | |
|----|------|-----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2, 215 m ² |
| | 園庭 | 753 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 1階建て |
| | 延べ | 965.40 m ² |

(12) 主な設備の概要

| 設 備 | 部屋数 |
|-----|-----|
| 保育室 | 3 室 |
| 遊戯室 | 1 室 |
| 事務室 | 1 室 |

(13) 職員体制 (令和 3年 4月 1日 現在)

| 職種 | 員数 | 業務内容 |
|-----------------------|-----|---|
| 施設長 (園長) (常勤専従) | 1 人 | 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。 |
| 主幹保育教諭 (常勤) | 2 人 | 園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。 |
| 保育教諭 (常勤及び 常勤以外専従) | 6 人 | 教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。 |
| 園医 (嘱託) | 1 人 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |
| 園歯科医 (嘱託) | 1 人 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |
| 園薬剤師 (嘱託) | 1 人 | 園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。 |

※職員の配置については、条例で定める配置基準以上の人数とし、職員数は入所状況により、変動することがある。

(14) 持ち物について

- 着替え (上下3セット) ●ハンカチ ●ビニール袋 ●園帽子
- おたよりケース・連絡帳 ●水筒 ●コップ
- ベットシート・タオルケット (3・4歳児クラス2号認定児)

(15) お薬依頼について

こども園での与薬は、誤飲の恐れや職員が間違えて与薬をしてしまう恐れがありますので、出来るだけご家庭での与薬方のご協力を宜しくお願いします。

- 病院の処方箋は出来るだけ朝晩に調合してもらえるようお願いします。

(医者にご相談したら大体は調合してもらえます)

- やむを得ずお薬を持参される場合は、医者から「**与薬に関する意見書**」を記載して貰い「**与薬依頼書**」(依頼日・病名・与と薬時間)等の内容を記入し、登園の際に必ず上記の2つの書類を事務所職員に手渡して下さい。

※与薬に関する意見書・与薬依頼書は事務所に準備しております。

- お薬は必ず、与薬一回分(液体は別容器等に)を持たせて下さい。
- 塗り薬は、塗布部位等を与薬依頼書裏面に図で記入して下さい。
- 市販のお薬等については当園での与薬・塗布は行いませんのでご理解下さい。

(16) ぜひ守って頂きたい事

- 家庭の状況に変更があった場合は、その都度お知らせ下さい。

(住所・勤務先・勤務時間・電話番号・家族の異動・その他入園時と変わった時)

- 登園時間は基本的に9:00となっております。通院等の時間により登園が遅れる場合は9:00までに電話もしくはキッズリーで連絡下さい。

(9時以降は電話での連絡を宜しくお願い致します。)

- 病気、その他都合で休む場合は必ず連絡をして下さい。また、お迎えがいつもと代わる時は必ずご連絡下さい(無届で1ヵ月以上休んだ場合は退園させられる事があります。)
- 父母以外の緊急連絡先を決めておき、当園に届けて下さい。
- ご家族以外の方で子どもが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家族についての問い合わせには、応じないようになっておりますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。
- 都合で園をやめる場合は早めに退園手続きをして下さい。(1号・新2号認定)は退園する月の分までの各種料金を納めて頂きこども園で、(2号認定)は豊見城市役所保育こども園課にて手続きして下さい。

(17) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

| | | |
|--|-------------------------|----------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで | |
| 教育時間 | 教育標準時間 | 8:30 ~ 14:00 (5,5時間) |
| 休業日 | 日曜日・土曜日・祝日・慰霊の日(6月23日) | |
| | 夏季休業日(7月21日~8月24日)(予定) | |
| | 秋季休業日(10月9日~10月13日)(予定) | |
| | 冬季休業日(12月25日~1月5日)(予定) | |
| | 春季休業日(3月22日~4月7日)(予定) | |
| ※長嶺小学校の長期休暇期間と合わせますので変更になる場合があります。上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日 | | |

【新2号認定子ども（教育標準時間認定+預かり保育認定）】

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 教育・預かり保育時間 | 月~土曜日 | 7:30 ~ 18:30 (11時間) |
| 保育時間 | 延長保育時間 | 18:30 ~ 19:00 (30分) |
| 休業日 | 日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日) | |
| | 年末年始(12月29日~1月3日) 慰霊の日(6月23日) | |
| | 上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日 | |

【2号認定子ども（保育認定）】

| | | |
|--------|--|-----------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 開所時間 | 月~金曜日 | 7:30 ~ 19:00 (11,5時間) |
| | 土曜日 | 7:30 ~ 18:30 (11時間) |
| 保育時間 | 保育標準時間 | 7:30 ~ 18:30 (11時間) |
| | 延長保育時間 | 18:30 ~ 19:00 (30分) |
| 休業日 | 日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日) | |
| | 年末年始(12月29日~1月3日) 慰霊の日(6月23日) | |
| | 上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日 | |

【2号認定子ども（短時間保育認定）】

| | | |
|--------|--|--------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 開所時間 | 月～金曜日 | 7:30～19:00（11,5時間） |
| | 土曜日 | 7:30～18:30（11時間） |
| 保育時間 | 保育短時間 | 8:00～16:00（8時間） |
| | 延長保育時間 | 7:30～8:00（30分） |
| | 延長保育時間 | 16:00～19:00（3時間） |
| 休業日 | 日曜日・祝日・慰霊の日（6月23日） | |
| | 年末年始（12月29日～1月3日）慰霊の日（6月23日） | |
| | 上記に掲げるもののほか、市長が指定した日または園長が特に必要と認め、あらかじめ市長に休業日として承認を得た日 | |

（18）利用料等

＜利用料金＞

| | | | | |
|--------------------------------|-------------|----------|----|-----------|
| 給食費 | (第4～8階層) | 2号認定 | 月額 | 6,300円 |
| | (第1～4階層) | | | (1,000)円 |
| 給食費 | (第4～8階層) | 1号認定 | 月額 | 5,000円 |
| | (第1～4階層) | 新2号 | | 5,300円 |
| | | | | (1,000)円 |
| 延長保育 | 18:30～19:00 | 2号認定 | 月額 | 2,000円 |
| | | | 日額 | 30分 200円 |
| | 7:30～8:00 | 2号認定 | 日額 | 30分 200円 |
| | 16:00～19:00 | (短時間) | 日額 | 30分毎 200円 |
| 一時預かり保育 (幼稚園型) | 7:30～8:30 | 1号認定 | 日額 | 30分毎 200円 |
| | 14:00～18:30 | | 日額 | 450円 |
| | 土曜日、長期休業日等 | 1号認定 | 日額 | 450円 |
| 8:30～18:30 | 新2号 | | 日額 | 450円 |
| ※園在籍児対象※7 日前までの要予約 | 7:30～18:30 | | | |
| 一時預かり保育 (一般型) ※園に在籍していない子ども | 7:30～18:30 | 3日前までに予約 | 日額 | 2,000円 |

＜その他教育・保育の提供における便宜に要する費用＞

| | | | | |
|----------|----|--------|----|---------|
| 教材費及び活動費 | 月額 | 1,000円 | 年額 | 12,000円 |
|----------|----|--------|----|---------|

(19) 支払方法

| | |
|----------------|------|
| 教育・保育に係る利用者負担額 | 口座振替 |
| 給食費 | 口座振替 |
| 教材費 | 口座振替 |
| 一時預かり保育料 | 口座振替 |
| 延長保育料 | 現金徴収 |
| 活動費 | 現金徴収 |

(20) 提供する特定教育・保育の内容

| | |
|--|--|
| 延長保育 | 18:30～19:00の30分実施 |
| 障がい児保育 | 障がい児保育の認定を受けている子どもや配慮を要する子どもたちに適切な指導を行う。 |
| 子育て支援事業 | 保育施設に入所していない子どもとその保護者を対象に、遊びの場の提供や子育てに関する相談に応じ、必要な情報を提供する。 |
| 一時預かり保育 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型 … 1号認定子どもにおいて、教育時間以外に保育を行う。 ・一般型 … 一時的に子どもを見るのが困難になった家庭の為に、一時的に子どもを預かり、教育・保育を行う。 |
| その他、遊道、アポロサイエンス、硬筆、英語であそぼう、琉球ピクスを提供する。 | |

(21) 年間行事予定

| 月 | 行事内容 |
|-----|----------------------------------|
| 4月 | 入園式・春の遠足・尿・蟻虫検査 |
| 5月 | 交通安全教室・内科検診・歯科健診 |
| 6月 | 保育参観及び給食参観 |
| 7月 | 終業式・個人面談・夏休み（1号認定） |
| 8月 | 夏遊び |
| 9月 | 始業式・えーかんちゃーどー遊び・おじーおばーまじゅん遊びタイム |
| 10月 | 秋休み |
| 11月 | 七五三お参り・長嶺小学校合同避難訓練・尿検査・内科検診・歯科健診 |
| 12月 | えーかんちゃーどー遊び・クリスマス会・終業式・冬休み（1号認定） |
| 1月 | 始業式・ムーチー作り |
| 2月 | 豆まき・お別れ遠足・カレーパーティー・保育参観及び給食参観 |
| 3月 | ひな祭り・卒園式（5歳児）・修了式・春休み（1号認定） |

(22) お弁当会について

- 5月より、お弁当会が始まります。毎月第4火曜日

（行事等により、変更する場合があります。毎月の園だよりで、ご確認をお願いします。）

- 爪楊枝やピック等は、誤飲や怪我を防ぐため使用しないで下さい。
- ミニトマト、巨峰、うずらの卵等の球状の食べ物は、誤飲防止のためカットして持たせて下さい。
- デザートは、果物をお願いします。ゼリー等は、持たせないで下さい。
- 弁当はハンカチで包み、弁当・水筒・おしぼり・敷物が入る弁当用のリュックに入れて持たせて下さい。

(23) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<利用の手続き・決定について>

- 当園は、市から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

①利用定員に空きがない場合

- ②利用定員を上回る利用の申込があった場合
- ③当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - ① 在園する児童
 - ② 長嶺こども園に兄弟姉妹が在籍する児童
 - ③ 長嶺小学校区域に住所を有する児童
 - ④ 連携施設に在籍する児童
 - ⑤ 当法人に籍を置く職員の児童
- 新2号認定については、支援法第30条の5第1項の規定により、市が認定したとき。
- 2号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市が行った利用調整により当園利用が決定されたときはこれに応じる。
- 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

<退園・休園・利用の終了について>

- 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 当園の利用2号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - ①「子ども・子育て支援法」に定める規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
 - ②支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申出があったとき。
 - ③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

<留意事項>

●告知・報告

保護者は、園児の安全かつ適切な教育・保育を確保し健全な発育を図るため、子どもの生育歴、家庭環境、健康状態等教育・保育上必要な事項を当園に告知するものとする。併せて、保護者と当園は、園児の健全な発育を図るため、園児の日々の健康状態及び教育・

保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

●教育・保育不可日

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、園児の保育を行わないことがある。

- ア.園児が法定予防接種の未接種等により感染症に罹患し、またはそのおそれがあり、他の園児に感染するおそれがあるとき。
- イ.園児が病気等で健康を損ない、通常の教育・保育が困難であるとき。
- ウ.災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

●不正行為等への対応

- ア.当園では、保護者が偽りその他の不正な行為により施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知する。
- イ.1ヵ月以上の保育料未納者には退園してもらう場合があるので、納め忘れに注意すること。

(24) 嘱託医

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | かでな内科医院 |
| 医院長名 | 嘉手納 成之 |
| 所在地 | 豊見城市豊見城753番地2 |
| 電話番号 | 098-850-5266 |

(25) 嘱託歯科医

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | みやひら歯科医院 |
| 医院長名 | 宮平 俊男 |
| 所在地 | 豊見城市字真玉橋135番地 |
| 電話番号 | 098-856-4182 |

(26) 嘱託薬剤師

| | |
|------|-------------------------------|
| 薬剤師名 | 土田 寛子 |
| 所在地 | 宜野湾市伊佐 3-3-7-702 フラワーキャッスル宜野湾 |

(27) 緊急時における対応方法

- 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、

速やかに園児の家族等に連絡を取るとともに、園医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 教育・保育の提供により事故が生じた場合は、市保育こども園課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

【管轄する消防署】

| | |
|------|-------------------------|
| 消防署名 | 豊見城消防署 |
| 所在地 | 豊見城市字高安 3 3 9 番地 1 |
| 電話番号 | 0 9 8 - 8 5 0 - 0 5 2 9 |

【管轄する警察署】

| | |
|------|-------------------------|
| 警察署名 | 豊見城警察署 |
| 所在地 | 豊見城市字瀬長 1 7 - 8 |
| 電話番号 | 0 9 8 - 8 5 0 - 0 1 1 0 |

(2 8) 非常災害対策

| | |
|-----------|--------------------------|
| 防火管理者 | 赤嶺 琢哉 |
| 消防計画届出年月日 | 平成 3 1 年 4 月 1 日 |
| 避難訓練 | 月に 1 度、火災、地震、津波等の避難訓練を実施 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器 |
| 避難場所 | 小学校アスレチック側 |
| 緊急時の連絡手段 | 一斉送信メール又は、電話での情報提供 |

【暴風時における保育の対応について】

- 登園前に警報が発令されたとき

登園前（午前 7 時半現在）に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が発令されているときは、臨時休園となる。

●登園後に警報が発令されたとき

登園後に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が発令された時は、保護者は 1 時間以内をめどに迎えることとする。

●警報が解除されたとき

◎午後 1 2 時以内に特別・暴風警報及び津波による避難勧告が解除された時は、平常保育を行います。（例：11：59）

◎午後 1 2 時以降に暴風警報及び津波による避難勧告が解除された時は、そのまま休園となる。（例：12：00）

●ケイタリングについて

◎午前 5 時以降に解除された場合、給食の提供が出来ない場合があります。なかよし給食さんの被害状況などで、給食の有無の確定に時間がかかる場合がありますので、基本的に台風の時はおにぎり＋ウインナー等、簡単な弁当を持たすことができるような準備をお願いします。

（ 2 9 ） 相 談 ・ 要 望 ・ 苦 情 窓 口

| | | |
|------------|----------|-------------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名：赤嶺・慶田 | TEL：098-851-3254 |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名：赤嶺 恵子 | TEL：098-850-3773 |
| 第三者委員 | 氏名：城間夏美 | TEL：098-856-0033 |
| | | 民生委員 |
| | 氏名：新里輝吉 | TEL：098-850-9170 |
| | | 元嘉数自治会長 |
| | 氏名：永吉芳 | TEL：080-6490-2212 |
| | | 恵福社会 監事 |

【要望・苦情等への対応方法】

- 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合い

による解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

- 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

【虐待防止のための措置】

- 利用園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施する。

| | | |
|---------|----------|------------------|
| 虐待防止責任者 | 氏名：赤嶺 琢哉 | TEL：098-851-3254 |
|---------|----------|------------------|

(30) 賠償責任保険の加入状況

賠償責任保険について、以下に加入する。

| | |
|-------|-------------------|
| 保険の種類 | 普通傷害保険 |
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害・入院・通院・食中毒 |
| 保険金額 | 1,197円 |

(31) 個人情報の取り扱い

- 園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する。
- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- 市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- 他のこども園・保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(32) その他保護者に説明すべき事項

- アレルギー疾患をお持ちの児童は医療機関が交付する診断書の提出をお願い致します。
- 当園の敷地内は、すべて禁煙とする。
- 当園では、にこにこゆいまーる（保護者活動）を行うものとする。
- 当園において、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないこと。
- 登園、降園においては、保護者の責任のもと、必ず職員への引継ぎをお願い致します。

(33) 業務の質の評価

- 当園は、提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善に努める。

◎園の自己評価

保育教諭の自己評価を踏まえ、当園の教育・保育の内容等について自己評価を行う。

◎外部評価

保護者へのアンケートを年2回行う。

◎公表方法

玄関カウンターにて開示するように努める。

(34) 慣らし保育と通常保育について

| 区分 | 開始日 | | 時間帯 |
|-----------------|------|--------------|-----------------|
| 1号認定児童 | 新規児童 | 4/8（金）～慣らし保育 | 8:30～13:00（給食後） |
| | 継続児童 | 4/8（金）～通常保育 | 順次登園して下さい。 |
| 新2号認定 | 新規児童 | 4/2（土）～慣らし保育 | 8:30～13:00（給食後） |
| | 継続児童 | 4/1（金）～通常保育 | 順次登園して下さい。 |
| 2号認定児童 | 新規児童 | 4/2（土）～慣らし保育 | 8:30～13:00（給食後） |
| | 継続児童 | 4/1（金）～通常保育 | 順次登園して下さい。 |
| 2号認定児童 （短時間） | 新規児童 | 4/2（土）～慣らし保育 | 8:30～13:00（給食後） |
| | 継続児童 | 4/1（金）～通常保育 | 順次登園して下さい。 |

(35) 家庭保育協力願いについて

※豊見城市保育研究大会 令和4年5月28日（土）

※新年度準備 令和5年3月31日（金）

※わらびんちゃあ遊愛フェスティバル

※親子遠足・夏まつり・えーかんちゃーどーあそび等の園行事の午後

(36) 土曜日保育について

保護者の皆さまの就労形態変化に伴い、長嶺こども園においても11時間の通常開園に加え、30分の延長保育を行い11時間30分開園（7:30～19:00）し、多様なニーズに（就労形態）に応えようと実施しているところです。それに対応するために職員のシフト体制も多様化（長時間化）しています。現行の保育制度は、原則、保育時間おおむね8時間とされておりますが、前述した保護者の皆さまの労働形態に対応するために、開園時間を延ばし努力しているところです。日々の保育を充実させるためには、職員の週休を土曜日になるべく実施し、通常保育の日には極力担任が欠けない状態で保育を行いたいと思います。

また、教育・保育の質が問われる現在、職員間の共通理解を深める会議及び教育・保育団体の研修会は土曜日・日曜日を利用して開催されることが多く、より多くの職員を遣^{よこ}し研鑽を重ね、より保育の質を高めていきたいと考えております。

つきましては、お仕事がお休みでご協力いただける方は、ご家庭で過ごしていただき幼児期の大切な時間を親子で関わり、愛情をより深めてほしいと思います。もちろん、お子さまの育ちのみならず、保護者の皆さまの就労支援もこども園の大切な役割ですので、お仕事の方や用事等があればぜひ登園させていただきますよう、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

尚、お手数ですが土曜日の保育をスムーズに運営できるように、土曜保育を希望される方は、別紙（土曜保育申請書）を提出して下さるようお願い申し上げます。

| 土曜日保育利用申請書 | | | | |
|---|-----------|------|----------|---------|
| 長嶺こども園 | | | 令和 年 月 日 | |
| 下記の通り土曜日保育利用をしたいので申請します。 | | | | |
| フリガナ | クラス | 保護者名 | | |
| 児童名 | | | | |
| フリガナ | クラス | フリガナ | クラス | |
| 児童名 | | 児童名 | | |
| 利用する日付、時間を記入して下さい。 《希望利用内容》①仕事 ②他・理由事項() | | | | |
| 日付 | 利用時間帯 | | 父（利用理由） | 母（利用理由） |
| / | 時 分 ~ 時 分 | | | |
| 迎えに来る人 | 氏名 | | 続柄 | 電話番号 |
| | | | | |
| ※人数把握・給食・おやつ等の関係により、申請書を利用週の木曜日までに、提出を宜しくお願いします | | | | |
| ※申請書は玄関先に、ご用意しております。 | | | | |